

平成26年度 第5回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時： 平成 26 年 11 月 13 日（木） 午前 10 時～11 時 30 分

■ 場 所： 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室

■ 出席者： （五十音順・敬称略）

＜委 員＞

安藤節子、遠藤乃理子、大久保砂織、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、
野本矩通、藤原源郎、村中輝、吉田ヒサ子、和田光一

＜事務局＞

福祉保健部部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域
福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、
地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保
険担当副主幹（浦川）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、障害者福祉課長
（松下）、障害者福祉課長補佐（相馬）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）
株式会社生活構造研究所（佐藤）

■ 傍聴者： 2 名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントについて

（3）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料 1 平成 26 年度第 4 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成 25
年度実績）

参考資料 府中市福祉計画（案）

1 開会

事務局： 皆さまおはようございます。ただいまから平成 26 年度第 5 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催いたします。本日の会議は、委員 15 名中 11 名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前送付資料は資料 1 と資料 2 でございます。本日お配りした資料は、議事次第と、参考資料といたしまして府中市福祉計画（案）ということで、皆さまにご議論いただきました地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画のほかに、計画の前段につきます福祉計画と、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）、障害者計画・障害福祉計画（第 4 期）の計画案でございます。福祉計画（案）は、現在、パブリック・コメントという手続きを行っているものでございます。また、資料 2 の補足資料として、権利擁護事業の説明資料をお配りしております。

本日の審議会では、まず会議録の確認をさせていただき、次に福祉計画（案）のパブリック・コメントについて報告をさせていただきます。最後に現行の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の平成 25 年度実績につきまして報告をさせていただきたいと思います。

本日の会議は、視覚に障害のある委員と聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、ご発言の際には挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

また、本日の会議には傍聴希望の方がいらっしゃいます。入場していただいでよいかどうか、委員の皆さまにお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（異議なし）

事務局： それでは、傍聴希望の方に入場していただきます。続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

2 議題

（1）会議録の確認について

会長： 皆さまおはようございます。最初の議題は、資料 1 の会議録の確認でございますが、何か変更等ございますか。よろしいでしょうか。なければ、会議録は承認ということでよろしくお願いします。

(2) 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントについて

会 長： それでは2つ目の議題の府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントについて、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より、参考資料の府中市福祉計画（案）について説明。）

会 長： 事務局より、府中市福祉計画（案）とそのパブリック・コメント手続きの説明がございましたけれども、それに対して何かご意見はありますでしょうか。

福祉計画（案）の9ページ、計画の期間のところで、再度確認をさせていただきましても、福祉計画は上から順に、地域福祉計画から始まって障害福祉計画までを載せるということでございますね。子ども・子育て支援計画は、別に策定して冊子も別になるということと、保健計画については福祉計画に載せる予定でしたでしょうか。

事務局： 保健計画「健康ふちゅう 21」は、内容が福祉分野で収まりきらないということもございますので、別に策定して冊子も別になります。パブリック・コメントにつきましては、ホームページで福祉計画（案）、子ども・子育て支援計画（案）、保健計画（案）と全部並べて掲載しておりますので、関心のある皆さまにつきましてはホームページで合わせてご覧になれるかたちにはしております。

会 長： 子ども・子育て支援計画と、保健計画、それから食育推進計画は別ということではよろしいかと思います。
内容、あるいは計画等含めて、ご意見はございますか。

委 員： 今、障害者の表記で「害」という字を使わないということが結構見受けられるのですけれども、府中市としてはどうなのでしょう。

事務局： 第6次府中市総合計画を策定する際も、「害」の字の表記についてご意見をいただいているのですが、現在、法律上、障害者総合支援法も「害」の字を使っておりますので、市としては国が「害」の字を法律で使用している以上、その字を使用していくということで考えております。

会 長： 法律に則って「害」の字を使っているということです。今の流れから言いますと、平仮名の「がい」か、石偏に得という字の右側で「碍」ですね、大きな石があって行けないという意味での碍、そちらを使おうかという論議もされています。戦前は「碍」を書いていたのですが、戦後、常用漢字ではなくなったため「害」の字を当てはめたというのですが、障害者に対してそういう漢字は問題だろうと。それで今、盛んに論議をされているのですけれども、平仮名にしまうと本質的なものが抜けてしまう。なぜかという、制度上ではい

いろな、まだまだできない害がたくさんあるということで、私の考えもそうですけれども、わざとこの「害」をまだ使っています。なぜかという、ノーマライゼーションも含めて、インクルーシブな社会になったら、この言葉はいらないのだということで、そういう意味では、障害者に二重の苦しみをまだまだ制度も含めて与えているという考え方を含めてこの「害」を使っているという、そういう流れがひとつあるということだけ確認をさせていただければと思います。

パブリック・コメントについては、11月1日から12月5日までということで、市の主要な施設に閲覧場所があります。福祉計画（案）を全部閲覧するには時間がかかって、それに対してコメントを出すというのなかなか大変だと思います。そういう点も含めて、今後、出し方について、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

（３）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

会 長： それでは、議題の３番目、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より、資料２の目標１について説明。）

会 長： 目標１の利用者本位の仕組みづくりのためにということで、１ページから７ページまでの説明がございました。何か質問はございますか。

委 員： ３ページの事業番号６の利用者の立場に立った相談体制の充実というところで、福祉相談の件数について、24年度、25年度と結構大きく減っているのですが、原因について分析をされているのでしたら教えていただきたいと思います。

事務局： 福祉相談件数は、市役所の福祉相談窓口で受けている相談件数を記載しております。ご指摘のとおり大きく減っている状況でございます。事務局の分析としましては、主に地域包括支援センターの機能が充実してきて、だいぶ高齢者の方への認知度が上がっているという状況でございます。身近な地域包括支援センターへ相談するというような流れができつつあるということで、市の福祉相談窓口の相談件数が減っているという分析をしているところでございます。相談内容については、特に大きな変化はみられていない状況でございます。

会 長： 地域包括支援センターがだんだん充実してきたということです。本来ですと、別枠で、地域包括支援センターの相談件数をここに載せてもらえば、かなりわかると思います。

委 員： 1 ページの事業番号 2 ですが、「おとしよりのふくし」の配布方法を教えてください。例えば、自治会の回覧とか、老人会を通しての配布ということもされているのでしょうか。こういうものを見たことがないので。

事務局： 配布方法としては、施設に置いているのが中心になっております。地域包括支援センターのほか、文化センター、市政情報センターなどに置いているのですけれども、自治会回覧は行っておりません。

委 員： 不満がある方はそういうところに行って情報を求めると思うのですが、実はトラブルを抱えているけれども何もしないでいる方に対して、施設まで出向いて探せというのは、ちょっとハードルが高いのではないかなと思います。出向いたりしなくても情報が入ってくるようにしたほうが、お年寄りに関してはいいのではないかなと思います。

事務局： ホームページにも掲載はしているのですが、そのあたりはまた改めて主管部局と相談させていただきたいと考えております。

会 長： 障害者のしおりも含めてそうですけれども、施設に出向いたりしないと、なかなか情報が入ってこないというのが現実でございます。今後、工夫をお願いしたいと思います。

委 員： 今のお話ですけれども、自治会で「おとしよりのふくし」の回覧はできないものでしょうか。私も回覧は注意しながら見ていますし、ご近所でも結構、回覧でまわったものが話題になるのですね。そういう方法に今まで気が付かず、市役所に来て資料などをいただいていたのです。回覧ができたらいいなと思います。

会 長： 回覧でまわしていただいて、必要なら文化センターなどの施設で配布していますよというスタイルを取るのも 1 つの方法だと思いますので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思います。

事務局： 自治会を担当する部局との調整がありますので、ご意見ということで預らせていただいて検討させていただきたいと思います。

会 長： それでは目標 2 について、説明をよろしくお願いします。

(事務局より、資料 2 の目標 2 について説明。)

会 長： 目標 2 のところで何かご質問等はございますか。8 ページから 16 ページま

です。

委 員： 12 ページの事業番号 27 の実績で、②の熱中症予防の見守りについて、今年度、自治会単位で見守りをした団体というのは 100 団体もなかったということを聞いております。もっと P R をするとか何かしないと、このままでは書いてあるだけということになるのではないかと思います、いかがですか。

会 長： 事務局、お願いします。12 ページの実績のところの下の方の②にちょっと書いてあって、実績は書いていないのです。

事 務 局： 自治会と民生委員の方々に、高齢者の独居の方と日中の独居状態の方の見守りをさせていただくということで、例えば、民生委員の方々についてはその会長会や全大会などでご説明させていただいているところですが、自治会につきましては案内文にとどまっているところがございますので、もう少し何かの機会を得まして積極的に P R を行い、より多くの自治会の方々にご協力いただくような方策は今度取ってまいりたいと思っております。

会 長： それでは目標 3 について、説明をお願いします。

(事務局より、資料 2 の目標 3 について説明。)

会 長： 目標 3 についてご意見等はございますか。支援ネットワークの推進や、防災関係も入っております。何か質問はございますか。

17 ページの事業番号 35 の支援ネットワークの推進ですが、社会福祉協議会が中心となって取り組んでおりますけれども、実績をみると、福祉活動推進地区が 91 から 85 に減っています。再編をしているのでしょうか。福祉協力員も少なくなっていますけれども、その辺はどういうかたちなのでしょう。

事 務 局： 社会福祉協議会としましては、活動自体は強化をしているところですが、なかなか数字になって表れてこないと聞いております。理由としては、以前から福祉協力員になっていただいている方が多いのですが、高齢化で活動が続けられなくなってきていること、世代交代がうまくいっていない部分もあるのではないかと聞いております。

対応として、福祉協力員のあり方について見直しの必要があるということで、現在、社会福祉協議会で第 3 次の地域福祉活動計画を立てておりますが、取り組みの強化について計画に入れていくことを考えていると聞いております。

会 長： そのほか何かございますか。防災関係はよろしいでしょうか。高齢者、障害者関係も含めて、防災についてきちんと取り組んでいくことが大事だと思います。

それでは、目標 4 について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料 2 の目標 4 について説明。)

会 長： 25 年度については、福祉まつりが中止になったということです。そのほかご質問等はございますか。

それでは目標 5 の説明の後に、まとめて質問等をさせていただければと思います。それでは目標 5 について事務局から説明をお願いします。

(事務局より、資料 2 の目標 5 について説明。)

会 長： 目標 5 について、何かご質問はございますか。

委 員： 31 ページの事業番号 71 のバリアフリーマップの件なのですが、26 年度にももちろんさるのだらうと思いますが、発行目標はいつ頃になっているのでしょうか。障害のある方が参加したということは非常に意味のあるマップになるのだらうと思うのですが、災害が起きた時にも、これは参考になるものだと思いますので、いつ頃これが出来上がるのかを知りたいのですが。

事 務 局： バリアフリーマップにつきましては、改訂に向けての準備作業を続けております。現在は平成 21 年度改訂版を発行しておりまして、内容は公共施設のトイレや出入り口のバリアフリー化の状況、エレベーターといったものを主に記載しています。

基本的には災害時の利用という想定はなく、通常の移動の際の利用ということで編集をしているものです。改訂版の発行については、なかなか進んでいないのが実情でございまして、内容がかなり古くなっているというご指摘を多々いただいておりますので、できるだけ早い発行を検討していきたいと考えております。

バリアフリーマップの代わりの対応として、市のホームページに、がいどまっふ府中という地理情報のサイトがあり、そちらで情報だけは先に発信しているということでバリアフリーに関する情報を載せております。

委 員： 35 ページの事業番号 82 の障害者の住宅設備改善費給付は、26 年度は実際に行われたのでしょうか。重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付というのは、どういう方法で行われたのですか。

事 務 局： 重度身体障害者の方の家の段差や、設備の改善をしていただくということで行っている事業で、現在、通年事業ということで毎年申請をいただいて、審査をした上で、必要と認められれば改修費が給付されます。

26 年度の実績につきましては、まだ年度が終わっていないので、集計が終わ

っていないのですけれども、24年度、25年度の実績を示させていただいておりまして、大体10件前後の実績があります。

委 員： 申請方法は、どういう方法で行われているのですか。申請書類が本人に郵送されてくるのか、広報に載っているのか、どういう方法で申請できるのでしょうか。

事務局： 障害のある方が、住宅改修を行う場合、市役所のケースワーカーに相談にいらっしゃいます。そこで改修の規模や内容を確認させていただいた上で、申請手続きをしていただき、改修をしているという状況です。

委 員： 改修の場合は本人負担なのですか。市で負担していただくのですか。半々なのでしょうか。

事務局： 現状としては、ある程度の所得がある方までは、自己負担分を市で負担をしているのですが、今後見直し等は考えてございます。基本的には1割負担ということになってくるかと思うのですが、住宅というとなかなり高額でございます。そうはいっても障害者総合支援法のひと月の負担上限37,200円というようなところを加味しながら今後検討していくようになるかと思えます。

会 長： 住宅改修については障害者総合支援法で20万までということで東京都の単独事業で64万1千円まで、場所を指定されますけれども、出ることになっています。自治体によって違いますけれども、東京都の場合は給付額が64万1千円までという制度になっています。また、自治体によっては高齢者の住宅改修のアドバイザー制度がございまして、府中市はあるかどうか抜きにしまして、必要とあらば、それに対応していくというスタイルになっているはずです。

それでは25年度の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の実績の説明を受けました。総合的に何かございましたら、確認、感想も含めてご意見をいただければと思います。

委 員： 13ページの事業番号28について、25年度の実績の内容が実施としか書かれていないのはどういうことなのでしょう。目標には継続とありますが、何を継続しているのですか。

事務局： 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画とは別に、保健計画という市民の健康づくりのための計画がございます。主に健康づくりに関する市民や医療機関、関係者の方への広報周知や、学習活動等を進めているところでございます。数字にはなかなか出しにくいものでございますので、実施しているということでまとめて記載をさせていただいております。

委 員： バリアフリー化について、例えば道路について、100%は無理かもしれませんが、100%に近い道路のバリアフリー化をして、道路マップあるいはバリアフリーマップをつくっていくという計画も盛り込んでいったらどうかと思います。予算の面もあるのでしょうけれども、道路が整備されていないと公共施設にも行きづらいのかなと感じます。いかがでしょうか。

事 務 局： 府中市の道路のバリアフリー化の取り組みにつきましては、新設の場合は当然バリアフリーの整備基準にしたがったものをつくるのですが、現状としては、改修の際にバリアフリー化をしております。そのため、改修予定がなければバリアフリー化の機会がないという状況になっておりまして、バリアフリー化率が何パーセントなどと数値目標を出すことが可能かどうかは土木関係の部署にも確認したいと思いますので、一回持ち帰らせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委 員： 25年度の実績については、ある程度、視覚障害者の要望が実施されている部分があることはいいのですが、ただ広報については、やはりまだ活字媒体、インターネットが主流のようです。視覚障害者は、インターネットを使うことが非常に苦手な人が多いものですから、その点で今、比較的、視覚障害者の中で情報交換の媒体としては携帯電話によるメールやデジタイズ形式による方法がだんだん広まってきているので、26年度の計画に対して、その辺をご検討いただくよう要望していきたいと思っております。

会 長： 情報が本人にしっかりと伝わるシステムを確実に実施するようお願いをしたいということです、検討をぜひお願いしたいと思います。

委 員： 先日、信号のところで車椅子に乗った方が渡れずに困っていらっしゃいました。普段歩いていて何も問題がないような所でも、車椅子の方や、ベビーカーなどもつまづいたりということで、信号をいつもひとつ待つのですよとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、使う方の立場に立って、その方のご意見を聞きながらつくっていただきたいと思います。

若い世代はホームページを見て、ほしい情報をぱっと拾って、すぐに活かすということができやすいですが、実際に情報を本当に必要とされている方が、どのような方法でその情報を仕入れるかということをよくお聞きになって、いろいろな方法を考えていただきたいと思います。

会 長： ケヤキ並木のフォーリス前のところに椅子があったはずですが、それが取り払われて、けやきの植え込みに皆さん腰をおろしながら、いろんなことをしておられます。私は、基本的に椅子はつくるべきであって、お年寄りがゆっくり、そこでお話ができたりするスタイルを取っていただければ、のどかだし、なかなかいいと思うのですが、現実的に植え込みに座って何かされているという、

美化の問題も含めて気になっています。

事務局： 椅子の代わりに、ケヤキ並木の植え込みを低くして、ベンチとして気軽に腰かけていただくということで工事したもののなのですが、期待に反して土埃がひどくてとても座れない、逆に、上に乗って歩いているなど、こちらが想定しない使われ方をされているという状況でございます。

高齢者が気軽に座れるところがほしいという要望はいただいておりますので、今後、市として関係各所と調整をしながら取り組んでいきたいと考えております。

委員： 椅子の話が出たので、37 ページの事業番号 88 のコミュニティバスのところですけども、「交通弱者の移動を支援します」というところにかかわって、バス停に小さな椅子でも 1、2 個あると、お年寄りバスを待つ間座ることができて有り難いのです。設置するのが無理なところもあるかとは思いますが、これからお年寄りの方が多くなりますので検討していただければと思います。

会長： コミュニティバスの停留所に椅子の設置を考えてほしいというご意見です。予算もございすけれども、検討をよろしくお願いします。

事務局： 委員ご指摘のとおり、コミュニティバスの利用者は高齢者の方が少なくないものですので、待っている間の椅子が欲しいというお話を伺うことはございます。場所の確保、メンテナンスなど、いくつか課題もございすので、担当の部署に一回持ち帰らせていただいて、今後の対応などを確認させていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員： 11 ページの事業番号 25 のホームレスへの自立支援について、目標が 24 年度、25 年度、26 年度と相談件数が 1,450 件で変わっていません。路上生活者数も 45 人で変わっていませんが、今、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局： 24 年度が 45 人、25 年度が 42 人で、わずかに減っています。基本的には、ピーク時の半分以下という状況にはなっているのですが、なかなか宿泊施設での集団生活に馴染めないとか、ご本人の考え方などもあるのですが、なかなか 0 人になるのは難しいという現状はございます。長い取り組みで少しずつ減らしていくという方向で臨んでおります。27 年度から生活困窮者自立支援法という新しい法律が施行されて、そちらでもホームレスの方を含めた生活困窮者への支援を行っていきますので、その中で取り組みを強化していければと考えているところです。

委員： これから冬になるので大変でしょうけれどもよろしくお願いします。

会 長： それでは 25 年度の実績の確認をさせていただきまして、ひと通り進捗状況が理解できたということでございます。

3 その他

会 長： それでは、議事次第の 3 番目のその他に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： まず連絡事項でございます。1 点目ですが、府中市福祉計画（案）のパブリック・コメントを現在実施中でございます。12 月 5 日まで受け付けた後、ご意見・要望等への市の考え方をまとめまして、次回の審議会にて報告させていただきたいと考えております。本審議会で、ご審議、ご了承いただいた後、1 月に開催予定の福祉計画検討協議会に報告を行う予定としております。

2 点目は次回の日程でございます。12 月 25 日の木曜日、午前 10 時からの開催を予定させていただいております。年末の大変お忙しい中申し訳ございませんが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

会 長： 次回は、12 月 25 日の午前 10 時からということで、パブリック・コメントの意見が出てきますので、その辺について確認をするということでございます。そのほか何かございますでしょうか。

委 員： 1 点質問があります。道路の視覚障害者誘導用ブロックは 1 センチの高さと決まっていますのですけれども、室内の誘導ブロックはいろいろな高さのものが各業者から出されていて基準がないのです。室内の場合は、周りが平らになっていますので、道路よりも低い誘導ブロックで十分だと思われます。高すぎると、今度はつまずきやすい方のバリアになってしまいます。その辺を加味して、今、視覚障害者の協会としては 0.5 センチを全国の基準にしてほしいという声を上げているところです。府中市として、その辺の計画は固まりつつあるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

事務局： 室内の誘導ブロックの高さについては、府中市でも取り決めをしていないのですけれども、今後、東京都で整備基準を見直す動きがありまして、ほかの自治体と全く違うというわけにはいきませんので、東京都の基準をみながら、できる限り皆さんが使いやすいような基準にしていく方向で考えております。申し訳ございませんが、まだ具体的なところは決まっていない状況です。

委 員： 今、種々様々な形が業者によって出ていますので、東京都の基準が決まった段階で工事を始めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会 長： 東京都が基準を決めるとは思いますが、その辺も含めて、早急に対応をお願いしたいと思います。

委 員： 前回、ユニバーサルデザインガイドラインという冊子をいただいて、家に帰って読ませていただきました。この冊子はどういう範囲で配られているのか、一般の市民に対してユニバーサルデザインの理解のためにつくられたのかどうか、活用範囲などを伺いたいのですけれども。

事 務 局： 冊子と同じものを一般周知用に市のホームページに掲載しています。冊子につきましては、地域福祉推進課の窓口で配布しておりまして、主に施工業者の方々、建築主の方に説明をする際に使っています。前回も、ユニバーサルデザインガイドラインが一般にはあまり周知されていないというご指摘をいただいておりますので、取り組み方法を工夫する必要があると考えているところです。

会 長： それでは時間にもなりましたので、第5回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思います。有り難うございました。

以上